

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 1 日

各 県 立 学 校 長 様

体 育 保 健 課 長

学校保健安全法に基づく就学時の健康診断及び
児童生徒等の定期の健康診断の実施について

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添写しのとおり依頼がありました。

ついては、貴関係職員に対して周知するとともに、学校医、学校歯科医と十分連携し、感染防止に配慮した上で実施願います。

本件連絡先
兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班（担当：平澤）
電話 078-362-3789 FAX 078-362-3959

写

【周知】

就学時の健康診断及び児童生徒等の定期の健康診断の実施の協力について、都道府県医師会に周知されていますのでお知らせします。

事務連絡
令和2年8月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校保健安全法に基づく就学時の健康診断及び児童生徒等の定期の
健康診断の実施について

標記について、別紙のとおり令和2年8月25日付けで公益社団法人日本医師会から、都道府県医師会へ周知されておりますので、お知らせします。

引き続き、就学時の健康診断や児童生徒等の定期の健康診断については、学校医、学校歯科医、地域の医師会などの関係機関等と十分連携し、感染防止に配慮した上で実施していただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

TEL:03-5253-4111(内線2918)